

●生活保護の介護扶助申請にかかる提出書類一覧(サービス開始や変更等があった場合)					R4.10.1時点			
	新規	更新	サービス内容 変更時	居宅(ケアマネ) 変更時	施設入所	福祉用具購入	住宅改修	居宅療養管理指導 算定の場合
第1号被保険者 (65歳以上) 及び 第2号被保険者 (40歳以上65歳未 満で医療保険加 入者) ※1号、2号は介 護保険の被保険 者	・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ・介護保険証(写) ・利用票 ・ケアプラン	新規や施設入所以外は介護扶助申請書が不要です。			・介護扶助申請書 ・委任状 ・介護保険証(写) ※入所日の記入 (介護保険証の右下)	①長寿社会課の窓口へ提出する前に生活福祉課へ提出(書類提出前に介護担当まで連絡してください) 【提出書類】 ・福祉用具購入費支給申請書 ・福祉用具購入費支給申請書 ・2社見積書(カタログ) ・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ※生活福祉課の承認後、長寿社会課へ提出してください ②購入後 ・長寿社会課の承認印がある福祉用具購入費支給申請書(写) ・購入費のお知らせ(写) ・領収書(写) ※1割負担の支払いは被保護者が支払った後に、生活福祉課から支給します。それが難しい場合は相談してください。	①長寿社会課の窓口へ提出する前に生活福祉課へ提出(書類提出前に介護担当まで連絡してください) 【提出書類】 ・住宅改修費支給申請書「事前申請」 ・2社見積書(写真、平面図) ・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ・その他(借家の場合は証明書等) ※生活福祉課の承認後、長寿社会課へ提出してください ②住宅改修後 ・長寿社会課承認印がある住宅改修費支給申請書「事後申請」(写) ・完成後の写真 ・住宅改修費お知らせ(写) ・領収書(写) ※1割負担の支払いは被保護者が支払った後に、生活福祉課から支給します。それが難しい場合は相談してください。	①新規 ・居宅療養管理指導届出書 ・診療情報提供書、計画書、経過記録等医療機関がケアマネへ提供する書類(写) ②継続 ・居宅療養管理指導届出書 ・診療情報提供書、計画書、経過記録等医療機関がケアマネへ提供する書類(写) ・更新の情報(直近の実施状況等) ※書類提出前に介護担当へ連絡してください。 ※居宅療養管理指導が入る前に書類の提出がない場合は、介護券を交付できません。 ※担当ケアマネがない場合は、生活福祉課へ相談してください。 ※期間は最長6か月です、介護認定の有効期間ではないので注意してください。
		更新は、介護認定有効期間に限らず、ケアプランの期間(介護のケアプランでは長期目標の期間)が終了し、新たなケアプラン(継続の場合でも)を作成した場合にも生活福祉課へ提出してください。						
	同意書とは生活福祉課が被保護者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等へ情報提供することに対するものです。							
	第3号被保険者の提出書類は第1, 2号被保険者と同様です。下記は手続きや提出書類が異なる内容のみ記載しています。							
第3号被保険者 (40歳以上65歳未 満の介護保険の 被保険者以外の 者)	・介護保険証(写)はありません。生活福祉課から交付された決定通知書(写)を提出してください。 ・居宅サービス計画書作成依頼届出書	・介護保険証(写)はありません。生活福祉課から交付された決定通知書(写)を提出してください。 ・居宅サービス計画書作成依頼届出書		・介護保険証(写)はありません。生活福祉課から交付された決定通知書(写)を提出してください。 ・居宅サービス計画書作成依頼届出書	・介護保険証(写)はありません。生活福祉課から交付された決定通知書(写)を提出してください。	※10割負担の支払いは生活福祉課から事業所へ連絡して請求書で対応します。	※すべての住宅改修に対して生活福祉課から自宅訪問を行います。 ※10割負担の支払いは生活福祉課から事業所へ連絡して請求書で対応します。	

●すべての(介護予防)特定施入居者生活介護入所者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居者については、居宅療養管理指導が入る場合の必要性を検討するためケアプランの提出をお願いします。

●サービス追加を検討されている時は、事前に追加サービスに関して生活福祉課にご相談ください。

●病院退院カンファレンスや地域ケア会議に生活福祉課の参加を希望される場合は、参加の日程調整を行いますので、早めに日時等をお知らせください。

●毎月の提出書類

介護扶助 受給者全員	・利用票 ・実績	※ご不明な点はお問い合わせください。 佐世保市福祉事務所 生活福祉課(介護担当)0956-24-1111(内線5227)FAX0956-25-9735
---------------	-------------	--

資料2 保護変更申請書（介護扶助）

保護変更申請書(介護扶助)		受 付 印
記入例		
令和 年 月 日 佐世保市福祉事務所長 様 住 所 ○○町 ○○番(地) ○○号 申請者 介護扶助対象者を記入してください。 氏 名 ○○ ○○ 日付は未記入をお願いします。 下記のとおりですので、生活保護法による介護扶助を受けたいので申請します。		
扶助を要する者の氏名等	氏 名 ○○ ○○ 生年月日 明・大・昭 ○○年 ○○月 ○○日（○○歳） 世帯主との続柄 ○○	
申請の理由 (現在の状態等)	・いつ頃から？ ・どんな病気や症状がある？ ・生活の中で何ができない？何に困っている？ 等の情報を記入してください。	
介護保険加入の有無	有 ・ 無 第1号・2号被保険者は「有」介護保険の認定がおりていない場合は、原則介護扶助を認めません。必要な場合は相談してください。 第3号被保険者は「無」	
備 考		
添 付 書 類	1. 介護保険被保険者証 2. サービス利用票(兼居宅サービス計画) 3. サービス利用票別表 4. その他必要書類 注意) 1については、介護保険加入者の場合、添付すること。 2. 3については、まだ作成されていない場合は作成後に提出してもらうことになります。 介護保険施設入所の場合は1のみ提出してください。	

※ 裏面の該当事項もご記入下さい。

※ 扶助を要する者が入院・入所している場合

入院・入所している 施設の名称等	・ 名 称 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号
---------------------	---------------------------------------

※ 扶助を要する者に主治医がある場合

主 治 医 等	医療機関名	〇 〇 〇 〇 医院	主治医名	〇 〇 〇 〇
	所在地 〒 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 佐世保市 〇 〇 町 〇 〇 番地 〇 〇 電話番号 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇			

(添付書類2. 3がない者で、要介護認定を必要とする者を記載すること)

介護サービス計画の作成、介護扶助の決定のために必要があるときは、扶助を要する者の要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

日付は未記入でお願いします。

令和 年 月 日

介護扶助対象者
を記入してください。

氏名 〇 〇 〇 〇

記入例

委 任 状

令和 年 月 日

佐世保市福祉事務所長 様

日付は未記入でお願いします。

(委 任 す る 方)

住 所 佐世保市〇〇町〇〇番〇〇

氏 名 〇〇 〇〇 印

介護扶助対象者の氏名を記入してください。※記入者が介護扶助対象者本人ではない場合、介護扶助対象者の氏名及び印をお願いします。

電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

私は、次の者を代理人と定め、介護扶助申請に関する権限を委任いたします。

(代 理 人)

住 所 佐世保市〇〇町〇〇番〇〇

氏 名 佐世保市〇〇地域包括支援センター
(事業所名) 〇〇 〇〇 印

代理人の氏名(ケアマネ等の氏名)を記入してください。※代理人の自署でない場合は、代理人の印をお願いします。

電 話 番 号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

※注意事項

○本人自署の場合は、印鑑は必要ありません。

同 意 書

記入例

介護扶助の決定に必要があるときは、私がケアプランの作成を依頼している居宅介護支援

事業者に対し、私のケアプランの内容に関する報告を求めることに同意します。

日付は未記入をお願いします。

令和 年 月 日

住 所 佐世保市〇〇町〇〇番地〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

印

佐世保市福祉事務所長 様

介護扶助対象者の氏名を記入してください。
※記入者が介護扶助対象者本人ではない場合、
介護扶助対象者の氏名及び印をお願いします。

※注意事項

○本人自署の場合は、印鑑は必要ありません。

☐ 居 宅 サ ー ビ ス 計 画 書 作成依頼（新規・変更）届出書

☐ 介護予防サービス・支援計画表

※この届出書は、介護保険の被保険者でない要保護者（通称3号被保険者）の介護扶助決定に必要な提出書類です。

利 用 対 象 者 名				被 保 険 者 番 号									
フリガナ				H	3	0	2						
				生 年 月 日						性 別			
				明・大・昭 年 月 日						男 ・ 女			
※1 居宅サービス計画書または介護予防サービス・支援計画表の作成を依頼する事業者													
事業者の事業所名				事業所の所在地									
				〒									
事業者番号				電話番号 ()									
契 約 日 (年 月 日付)													
※2 事業者を変更する場合の事由等 ★事業者を変更する場合のみ記入して下さい。													
居宅介護（介護予防）支援事業者→ 居宅介護（介護予防）支援事業者										変更事由			
→													
変 更 年 月 日 (令和 年 月 日付)													
佐世保市福祉事務所長 様													
上記の居宅介護（介護予防）支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け 出ます。													
令和 年 月 日													
住 所													
利用対象者 氏 名													
電話番号 ()													
確 認 欄 (佐世保市福祉事務所記入欄)				☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複				確認印					
				☐ 居宅介護(介護予防)支援事業者事業所番号									
注 意	※1	介護サービスを利用する場合は、居宅介護（介護予防）支援事業者が決まり次第、必要事項を記載のうえ速やかに佐世保市福祉事務所へ届け出てください。											
	※2	居宅介護（介護予防）支援事業者を変更する場合は、変更年月日等必要事項を記載のうえ速やかに佐世保市福祉事務所へ届け出てください。											

資料6 委任状（減免認定申請等用）

記入例

委 任 状

（減免認定申請等用）

佐世保市福祉事務所長 様

本人（保護を受給中の方）

介護扶助対象者の氏名を記入してください。※記入者が介護扶助対象者本人ではない場合、介護扶助対象者の氏名及び印をお願いします。

現住所 佐世保市〇〇町〇〇番〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

私は、下記のことを代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

代理人（窓口へ来られる方）

日付は未記入をお願いします。

現住所 佐世保市〇〇町〇〇番〇〇

（介護機関） 佐世保市〇〇地域包括支援センター

氏 名 〇〇 〇〇

委任事項

介護保険の減免認定申請等に対する保護証明。

代理人の氏名（ケアマネ等の氏名）を記入してください。※代理人の自署ではない場合、代理人の印をお願いします。

注意事項

- 訂正箇所は、本人の印を押してください。
- 委任事項以外の申請は出来ません。
- 委任の内容についてご本人様に確認する場合があります。

資料7 居宅療養管理指導届書

令和 年 月 日

佐世保市福祉事務所長 様

提出日をお願いします。

記入例

介護扶助にかかる居宅療養管理指導届出書

利用対象者	氏 名	〇〇 〇〇	生 年 月 日	M T S 〇〇年〇〇月〇〇日		
	住 所	佐世保市〇〇町〇〇番地〇〇				
	介 護 度	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		被保険者番号	〇〇〇〇〇	
	認定期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
	利用見込期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
	居宅療養管理指導が必要な理由	最長6か月です。介護保険の認定期間とは異なるため注意してください。				
居宅介護支援事業所名及び担当ケアマネージャー名	・いつ頃から？ ・どんな病気や症状がある？ ・健康管理で何ができない？何に困っている？ 等の情報を記入してください。					
	居宅介護支援事業所〇〇〇 〇〇 〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇					

指定介護機関	住 所	佐世保市〇〇町〇〇番地〇〇									
	医療機関名	〇〇クリニック									
	医療機関種別	医・歯・薬	事業所コード								

記入日をお願いします。

利用者同意欄

令和 年 月 日

代筆の場合は、余白に代筆者の氏名と印をお願いします。

受 理	・	・
区 分	1号・2号・3号	
処 理	・	・

生 活 保 護 法

介護扶助に係るQ & A

令和4年度版

佐世保市福祉事務所 生活福祉課

目次

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】管理者向け

Q1.生活保護の指定介護機関（以下、指定介護機関）になっていませんが、介護券はもらえますか？	4
Q2.介護保険法の指定を受けていますが、被保護者に介護サービスの提供を行う場合には、改めて生活保護法の指定申請が必要ですか？	4
Q3.事業を休止した場合、生活福祉課への届出は必要ですか？	4
Q4.介護保険法では6年ごとに更新申請が必要ですが、生活保護法でも同様に更新申請が必要ですか？	4
Q5.指定介護機関が留意することはありますか？	5
Q6.指定介護機関に対する個別指導の対象事業所はどのように決まりますか？	6
Q7.指定介護機関に対する個別指導ではどのようなところを見られますか？	6
Q8.指定介護機関に対する検査はどのように決まりますか？	6

【介護扶助の手続きについて】ケアマネ向け

Q9.被保護者の場合に介護保険と給付の内容に違いがありますか？	7
Q10.被保護者から介護サービス利用の申出がありました。この場合、生活福祉課に連絡する必要はありますか？	7
Q11.介護扶助の場合も介護保険と同様に介護サービス利用開始日は、介護認定の申請日まで遡れますか？	7
Q12.生活福祉課の介護担当について誰に連絡したらいいのか教えてください？	7
Q13.介護保険と同様に暫定利用はできますか？	8
Q14.被保護者から区分支給限度額を超えてサービス利用の希望がありました。この場合、区分支給限度額を超えたケアプランを作成してもよいですか？	8
Q15.生活保護になる前は介護保険の給付制限がありました。生活保護になっても給付制限は継続しますか？	8
Q16.（介護予防）訪問看護の必要性についてどんな確認が必要ですか？	9
Q17.（介護予防）居宅療養管理指導の利用について生活福祉課へ提出しなければならない書類はありますか？	9
Q18.居宅から1ヶ月を超えてショートステイを利用する予定です。生活福祉課へ連絡は必要ですか？	9
Q19.（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修費を申請する場合、生活福祉課へ2社見積もりが必要ですか？	9

Q20. (介護予防) 福祉用具購入費及び (介護予防) 住宅改修費の給付方法は介護券 (現物給付) ですか?	10
Q21. 持家の被保護者で屋根から雨漏りがあります。介護扶助の住宅改修では対応できないので何か方法がありますか?	10
Q22. 自宅にいる被保護者が紙おむつを節約するため、何度も同じおむつを使用していたのでお尻が被れています。何か方法はありませんか?	10
Q23. 第 3 号被保険者の介護認定を申請する場合どうすればいいですか?	11
Q24. 第 3 号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書の費用について医療機関から誰が支払うのか聞かれました。どうすればよいですか?	11
Q25. 第 3 号被保険者が 65 歳の誕生日を迎えて、第 1 号被保険者になります。必要な手続きを教えてください?	11
Q26. 第 3 号被保険者のケアプランを作成する場合、第 1.2 号被保険者のケアプランを作成する場合と何か違いがありますか?	12
Q27. 第 3 号被保険者の介護扶助で住宅改修費 15 万円を利用しました。その後被保護者が第 1 号被保険者となった場合、介護保険の住宅改修は限度額 20 万円を利用できますか?	13
Q28. 月の途中に第 3 号被保険者が誕生日を迎え第 1 号被保険者になりました。当該月の第 3 号被保険者だった期間の居宅介護サービス計画作成に係る介護扶助費について、介護券での請求ができますか?	13
Q29. 介護サービスを利用している第 2 号被保険者から生活保護の申請を受けたと言われました。当該月の請求で注意することはありますか?	13

【介護扶助について】 ケアマネ及び事業所向け

Q30. 第 3 号被保険者とはどんな人ですか?	14
Q31. 介護券の受給者番号は毎月同じものですが、介護券は毎月必ず確認する必要がありますか?	14
Q32. 介護券等の被保護者に係る書類の保存期間はありますか?	14
Q33. 被保護者は介護保険の個室利用ができますか?	14
Q34. Q33 の介護保険施設入所の個室利用について一部例外を教えてください?	15
Q35. 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホームやケアハウス)、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等へ入居する場合の家賃相当の入居利用料の基準はありますか?	15
Q36. Q35 の施設へ入居する場合、入居に係る利用料はどんな扶助がありますか?	15
Q37. 被保護者本人に請求するものはどのようなものがありますか?	15
Q38. 介護扶助で対象となっているもののうち、国保連に請求しないで、生活福祉課に直接請求するものはどのようなものですか?	16
Q39. 第 1.2 号被保険者が「介護保険負担限度額認定証」(以下、限度額認定証) を持ってい	

ないようですが、どのようにしたらよいですか？	16
Q40.境界層該当者になりました。生活保護受給者ではないのですか？	16
Q41.過誤調整の手順について教えてください。	17
Q42.施設入所中の被保護者が亡くなりました。生活福祉課への連絡は状況が落ち着いてからでいいですか？	17

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
指定介護機関	Q1. 生活保護の指定介護機関（以下、指定介護機関）になっていませんが、介護券はもらえますか？ A. 指定介護機関でないと、介護券は交付できません。 指定申請の方法や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。 ※トップページ⇒健康・福祉タブ⇒生活保護 又はトップページの検索から「指定介護機関」と入力
指定申請	Q2. 介護保険法の指定を受けていますが、被保護者に介護サービスの提供を行う場合には、改めて生活保護法の指定申請が必要ですか？ A. 指定申請が必要な場合と必要でない場合があります。 【平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は許可を受けた事業所】 改めて生活保護法の指定申請を行う必要はありません。介護保険法の指定又は許可を受けたことをもって、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。 「みなし指定」⇒生活福祉課は指導監査課や長寿社会課からの情報をもとに、指定の手続き（廃止も同様）を行っています。 【平成26年6月30日までに介護保険法の指定又は許可を受けた事業所】 介護保険法の指定を受けている場合であっても、別途生活保護法の指定申請を行う必要があります。詳細や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。 ※ページ検索は同上
届出	Q3. 事業を休止した場合、生活福祉課への届出は必要ですか？ A. 指定介護機関は必要です。以下の場合、指定介護機関は届出が必要となります。 ・変更届（事業所の名称や所在を変更した、開設者の名称や住所を変更した、管理者を変更した、等） ・廃止届（廃業した）※上記Q2の「みなし指定」を受けた場合は不要です。 ・休止届（業務を休止した） ・再開届（休止していた業務を再開する） ・辞退届（指定介護機関の指定を辞退したい） ⇒詳細や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。 ※ページ検索は同上
更新	Q4. 介護保険法では6年ごとに更新申請が必要ですが、生活保護法でも同様に更新申請が必要ですか？ A. 生活保護法では更新制度はありません。しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されない場合には、指定基準を満たさないことになり、生活保護法による指定については、廃止（辞退）してもらうことになります。

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
担当規定	Q5. 指定介護機関が留意することはありますか？ A. 生活保護法により指定介護機関担当規定を次のように定め、平成12年4月1日から適用しています。 ○指定介護機関の義務 第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければなりません。 ○提供義務 第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではなりません。 ○介護券 第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければなりません。 ○援助 第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければなりません。 ○証明書等の交付 第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければなりません。 ○介護記録 第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければなりません。 ○帳簿 第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければなりません。 ○通知 第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければなりません。 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わない場合。 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとした場合。

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
個別指導①	Q6. 指定介護機関に対する個別指導の対象事業所はどのように決まりますか？ A. 指定介護機関に対する個別指導の対象介護機関の選定基準は次の各号のいずれかに該当するものとします。 (1) 介護サービスを提供される被保護者数が多い指定介護機関 (2) 新たに指定した指定介護機関 (3) 介護扶助受給者の取扱上、指導の必要が認められる指定介護機関 (4) 生活福祉課と指定介護機関相互の協力体制、事務手続き等の面で、指導の必要が認められる指定介護機関 (5) 従来からの指導の結果、再指導の必要が認められる指定介護機関
個別指導②	Q7. 指定介護機関に対する個別指導ではどのようなところを見られますか？ A. 指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点は以下の通りです。 《主眼事項》 介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保 《着眼点》 ●介護扶助に対する理解の状況 ①生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱が十分理解されているか。また指定、更新事務等の制度を理解されているか。 ②介護報酬の請求は適切に行われているか。また、報酬請求に係る帳簿、書類の記載及び保存は、適切に行われているか。 ③障害者総合支援法等他法の取扱について配慮されているか。特に、障害者総合支援法第58条(自立支援医療)適用について理解されているか。また、障害者手帳の取得等について配慮されているか。 ●介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 ①生活福祉課との協力は、円滑に行われているか。 ②訪問介護等介護従事者は、確保されているか。 ③介護記録の記載及び保存は、適切に行われているか。 ④居室、療養室等の提供は、適切に行われているか。 ⑤居宅介護支援計画(ケアプラン)等の作成は、適切に行われているか。また、作成された計画に基づくサービス提供が行われているか。 ⑥他職種との協働によるサービス提供の実施が行われているか。 ⑦介護施設入所者基本生活費等の取扱いは、適切に行われているか。特に、本来介護施設において用意し負担すべき内容の経費について介護施設入所者基本生活費等から支出するようなことはしていないか。また、施設で金銭管理を行っている場合、その収支状況について、個人ごとに整理把握されているか。
検査	Q8. 指定介護機関に対する検査はどのように決まりますか？ A. 検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び正当な理由なく個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とします。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービス内容又は介護報酬の請求に不正または不当があると疑うに足る理由があつて直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
範囲	Q9. 被保護者の場合に介護保険と給付の内容に違いがありますか？ A. 介護保険の対象となる介護サービスと、原則的には同範囲です。ただし、個室（詳細はQ34とQ35参照）の利用に関しては生活保護独自の取扱いがあります。 介護扶助の範囲は①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）②福祉用具③住宅改修④施設介護⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）⑥介護予防福祉用具⑦介護予防住宅改修⑧介護予防・日常生活支援（総合事業。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者に限る。）⑨移送となります。 ※第3号被保険者は基本チェックリストの対象外です。
申請	Q10. 被保護者から介護サービス利用の申出がありました。この場合、生活福祉課に連絡する必要はありますか？ A. 介護扶助の申請やケアプラン等の提出が必要なため、まずは担当CW又は介護担当へ連絡してください。 通常、介護扶助の申請は、被保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則です。しかし被保護者が希望する場合、及び被保護者からの提出を待っては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、直接指定居宅介護支援事業所等から居宅介護支援計画等の写しの交付を求めることとして差し支えありません。
決定	Q11. 介護扶助の場合も介護保険と同様に介護サービス利用開始日は、介護認定の申請日まで遡れますか？ A. 介護扶助を適用する期日は、原則として保護申請書または保護変更申請書の提出のあった日以降において<u>介護扶助を適用する必要があると認められた日</u>です。介護扶助を適用する必要性について介護担当で検討しているため、必ず事前相談及び必要書類の提出を行ってください。
担当	Q12. 生活福祉課の介護担当について誰に連絡したらいいのか教えてください？ A. 令和4年10月現在、介護支援専門員の資格を持つ介護嘱託職員が2名います。役割は以下のようになっています。 ●村中嘱託職員（内線5277） 在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「事業対象者」「要支援1・2」の認定者 入所・入居のサービス⇒①グループホーム「介護度に関係ない」②小規模多機能型居宅介護「介護度に関係ない」③住宅型有料やサ高住で「要支援1・2」の認定者 ●川内嘱託職員（内線5227） 在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「要介護1～5」の認定者 入所・入居のサービス⇒①介護保険施設（特養、老健、医療院・療養型）、特定施設入居者生活介護②住宅型有料やサ高住で「要介護1～5」の認定者（併設サービスが小規模以外） ●川崎職員（内線5227） 指定介護機関の手続き、第3号被保険者の手続き、請求関係、等。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
暫定利用	Q13. 介護保険と同様に暫定利用はできますか？ A. 新規申請の<u>暫定利用について介護扶助は原則認めていません。</u> ただし、下記①～③のいずれかのやむを得ない理由に該当する場合は、暫定利用を認め、認定結果が出る前に被保護者が死亡した場合や実際の要介護状態等区分を超えた支払いが発生した場合について生活保護法第80条の規定により、被保護者からの返還を免除できます。 ①従前同居人からの介護を受けていたため、要介護認定等の申請を行わずにいたが、介護を行う同居人に病気等の介護が行えない事由が生じ、急遽事業者による介護サービスが必要となった場合。 ②要介護認定等の決定が通常想定される事務処理期間（1か月間）を著しく超えていて、かつその認定の結果を待っている著しく要介護（支援）者の身体が悪化するとと思われる場合。 ③その他すみやかに介護扶助を行う必要があると保護の実施機関が認めた場合。 ※まずはやむを得ない理由①②に該当しなければ、暫定利用は認めません。認定結果が出るまでは他の代替手段で対応をお願いします。それでも対応できない事態と判断した場合はやむを得ない理由③を検討するため、生活福祉課へ相談してください。（その際、暫定プラン等の提出が必要となります） ※要介護認定前に被保護者の独断でサービスを利用していた場合は全額被保護者の自己負担となります。
限度額	Q14. 被保護者から区分支給限度額を超えてサービス利用の希望がありました。この場合、区分支給限度額を超えたケアプランを作成してもよいですか？ A. 生活保護では、区分支給限度額の範囲内で介護サービスを受けなければなりません。区分支給限度額の範囲内でケアプランを作成してください。また、被保護者が10割自己負担し、介護サービスを利用することは認められていません。
給付制限の解除	Q15. 生活保護になる前は介護保険の給付制限がありました。生活保護になっても給付制限は続きますか？ A. 介護保険料未納者の介護扶助負担割合について「生活保護の被保護者である場合」には、保険料未納についての特別の事情があると認められ、下記の措置は講じられず、既に講じられているときは解除されます。 〔保険料滞納による給付制限〕 ・納期限から1年以上滞納した場合⇒償還払い申請が必要になります。 ・納期限から1年6か月以上滞納した場合⇒償還払い申請による保険給付が一部または全部が差し止められます。保険給付分が滞納保険料に充てられます。 ・納期限から2年以上滞納した場合⇒未納期間に応じて自己負担する額が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費（居住費・食費）は支給されません。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
訪問看護の利用	Q16.（介護予防）訪問看護の必要性についてどんな確認が必要ですか？ A. 訪問看護要否判定基準では訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認めています。下記の内容も含めて検討するため、まずは生活福祉課へ相談してください。 ●要介護者や要支援者は介護保険又は介護扶助による給付を優先して検討します。 ●しかし急性憎悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者（認知症が主傷病である者を除く）は医療扶助による給付を検討します。 ※精神科訪問看護指示書が交付された場合は、精神科訪問看護に限られます。 ●原爆被爆者援護法（原爆手帳）、特定疾患治療研究事業での受給者証がある場合、障害者自立支援医療（精神通院）での受給者証がある場合は、公費での訪問看護が利用できる場合もあるため、それも含めて検討します。※障害者自立支援医療（更生医療）による訪問看護は内容が限定（在宅腹膜透析患者や在宅中心静脈栄養実施者等）されるため、現在の該当者はいません。
居宅療養管理指導の利用	Q17.（介護予防）居宅療養管理指導の利用について生活福祉課へ提出しなければならない書類はありますか？ A. 被保護者の担当ケアマネは居宅療養管理指導届出書を生活福祉課へ提出してください。もし居宅療養管理指導以外で介護サービスの利用がなく、担当ケアマネがいない場合は、生活福祉課へ相談してください。 （居宅療養管理指導届出書についての留意事項） ・居宅療養管理指導が入る前に提出してください。居宅療養管理指導届出書が提出される前に入った居宅療養管理指導の介護券は対応できません。 ・期間は介護保険有効期間内で最長6か月です。 ・居宅療養管理指導が入る医療機関からの情報（計画書や経過記録等）の写しも添付してください。
短期入所	Q18. 居宅から1ヶ月を超えてショートステイを利用する予定です。生活福祉課へ連絡は必要ですか？ A. 居宅から1ヶ月を超えて短期入所施設を利用する場合、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額として生活基準が変更になります。1ヶ月超の否かはケアプランで確認するため提出をお願いします。
見積	Q19.（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修費を申請する場合、生活福祉課へ2社見積もりが必要ですか？ A. 令和4年4月から第1. 2号被保険者についても2社見積もりが必要になりました。被保護者の（介護予防）福祉用具購入費及び（介護予防）住宅改修について、限度基準額の範囲内において必要最小限度の額としなければなりません。この必要最小限度の額を検討するため佐世保市生活福祉課では2社見積の提出としています。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
福祉用具と住宅改修の給付方法	Q20. (介護予防)福祉用具購入費及び(介護予防)住宅改修費の給付方法は介護券(現物給付)ですか？ A. 介護扶助は現物によって行うものとする。ただしこれによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができます。つまり福祉用具購入費及び住宅改修費の給付方法は原則として金銭給付になります。 佐世保市生活福祉課では以下のような支払い手順で対応します。 ●第1.2号被保険者 被保護者が福祉用具購入又は住宅改修を行った事業所へ1割負担を支払った後に、その領収書等を生活福祉課へ提出されてから被保護者へ一時扶助で支給します。 ●第3号被保険者及び上記第1.2号被保険者が1割負担をできない場合 福祉用具購入費又は住宅改修を行った事業所から、生活福祉課へ請求書を貰い、業者へ直接支給します。(第3号被保険者の場合は10割負担)
住宅維持費	Q21. 持家の被保護者で屋根から雨漏りがあります。介護扶助の住宅改修では対応できないので何か方法はありますか？ A. 生活保護の住宅扶助に住宅維持費があります。 ●介護扶助の住宅改修：介護に関連した需要に着目したものです。 ●住宅扶助の住宅維持費：家屋の小規模な補修に係る需要に対応したものです。 基本的に両方の扶助を適用することはありません。適用には条件がありますので被保護者の住宅の状況で気になることがあれば、担当CWへ相談してください。
おむつ	Q22. 自宅にいる被保護者が紙おむつを節約するため、何度も同じおむつを使用していたのでお尻が被れています。何か方法はありますか？ A. 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合、生活保護のおむつ代の扶助があります。適用には条件がありますのでまずは担当CWへ相談してください。 ※長寿社会課でのおむつ購入費の支給が利用できる場合は、利用したうえで相談してください。

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
介護認定申請（3号）	Q23. 第3号被保険者の介護認定を申請する場合どうすればいいですか？ A. 生活福祉課へ申請書類等を提出してください。介護保険の被保険者でないことから生活保護制度で独自に要介護認定することになりますが、具体的には生活福祉課が長寿社会課の介護認定審査会に審査判定を委託して実施します。 【生活福祉課へ提出する申請書類等】 ●新規：①介護保険申請書②主治医意見書（後出し可） ●更新：①介護保険申請書②主治医意見書（後出し可）③決定通知書 ●区分変更：①介護保険申請書②主治医意見書（後出し可）③決定通知書 ●2号⇒3号：①介護保険申請書②不要③介護保険証
主治医意見書（3号）	Q24. 第3号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書の費用について医療機関から誰が支払うのか聞かれました。どうすればよいですか？ A. 本人が支払えなければ生活福祉課で対応します。第3号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書について徴収を生活福祉課の検診命令として行った場合は、意見書記載に係る費用を生活福祉課から当該主治医に直接支払うことが可能です。 ●新規・居宅の場合 上限5,500円（課税） ●新規・施設の場合 上限4,400円（課税） ●継続（前回申請時と同一の医療機関）・居宅の場合 上限4,400円（課税） ●継続（前回申請時と同一の医療機関）・施設の場合 上限3,300円（課税）
65歳到達（3号）	Q25. 第3号被保険者が65歳の誕生日を迎えて、第1号被保険者になります。必要な手続きを教えてください？ A. 第3号被保険者で介護サービスを利用している場合等は、担当ケアマネへ担当CWから65歳到達に伴い「第3号⇒第1号」への申請手続き方法について説明をしています。 ・第3号被保険者終了日：誕生日の前々日 ・第1号被保険者開始日：誕生日の前日 ・介護保険証は誕生日の属する月の前月25日に被保護者へ送付 ・申請窓口は長寿社会課 ・提出する書類は①介護認定申請書②介護保険証③介護扶助決定通知書「3号認定時の生活福祉課交付分」④委任状「代理人が行う場合、長寿社会課の様式」※主治医意見書は不要 ・最初の認定期間は6カ月～1年 ・介護保険証は申請から約1週間後に郵送（その場で保険証はもらえません）

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
	Q26. 第3号被保険者のケアプランを作成する場合、第1.2号被保険者のケアプランを作成する場合と何か違いがありますか？ A. 第1.2号被保険者と第3号被保険者では優先される他法が異なります。従って介護扶助で居宅介護等を給付する場合は障害者施策で賄うことのできない不足分について介護扶助で行うことになります。 【第1.2号被保険者の場合】 介護保険法及び介護扶助によるサービス > 障害者総合支援法によるサービス 【第3号被保険者の場合】 障害者総合支援法によるサービス > 介護扶助によるサービス 生活福祉課では自立支援給付等該当可能性台帳を作成して、介護扶助から障害福祉サービスへの変更を検討しています。以下は検討にあたって参考としている介護保険サービスと障害福祉サービスの対応関係です。 【介護保険サービス】 ○介護予防支援、居宅介護支援 介護予防ケアマネジメント ○訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス ○（介護予防）訪問入浴介護 ○（介護予防）訪問リハビリ ○通所介護、通所型サービス ○（介護予防）通所リハビリ ○（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 ○（介護予防）福祉用具貸与 （介護予防）福祉用具購入 （介護予防）住宅改修 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ○（介護予防）特定施設入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 ○訪問介護「通院等乗降介助」 【障害福祉サービス】 ⇒○計画相談支援 ⇒○居宅介護「ホームヘルプ」 ⇒○訪問入浴サービス（地域生活支援事業） ⇒○自立訓練「機能・生活」（訓練等給付） ⇒○生活介護（介護給付） ⇒○療養介護（介護給付）自立訓練「機能・生活」（訓練等給付） ⇒○短期入所「ショートステイ」（介護給付） ⇒○日常生活用具の給付（地域生活支援事業） ⇒○居宅介護「ホームヘルプ」（介護給付）及び生活介護（介護給付）及び短期入所（ショートステイ） ⇒○施設入所支援（介護給付）、共同生活援助（訓練等給付） ⇒○同行援護又は行動援護（介護給付）

他法優先（3号）

【介護扶助の手続きについて】

項目	Q & A
住宅改修 (3号)	Q27. 第3号被保険者の介護扶助で住宅改修費15万円を利用しました。その後被保護者が第1号被保険者となった場合、介護保険の住宅改修は限度額20万円を利用できますか？ A. 第3号被保険者の介護扶助で住宅改修費15万円を利用した場合、第1.2号被保険者では残額5万円を支給限度額として取り扱われます。その理由は介護保険の第2号被保険者との均衡を失さないようにするためです。 (しかし長寿社会課では第3号被保険者で利用した住宅改修は把握されていないため注意が必要です) ※最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修着工日に比べて、要介護状態が3段階以上重くなった場合や転居した場合は、改めて20万円を支給限度基準額として住宅改修費を支給できます。
請求 (3号↓1号)	Q28. 月の途中に第3号被保険者が誕生日を迎え第1号被保険者になりました。当該月の第3号被保険者だった期間の居宅介護サービス計画作成に係る介護扶助費について、介護券での請求ができますか？ A. 第3号被保険者での当該月の居宅介護サービス又は介護予防サービスに係る給付管理業務は、保護の実施機関（公費負担者）から居宅介護支援事業所等へ委託されたものであるため、それに対する報酬は介護扶助により保護の実施機関が支払います。それに加え、第1号被保険者での当該月の居宅介護サービス計画費等は保険者から全額保険給付されます。 ※つまり居宅介護支援事業者は、同一人物に係る同一月の給付管理を二重に行えます。その理由は、生活福祉課及び長寿社会課が支給限度額を別々に管理しているからです。
請求 (2号↓3号)	Q29. 介護サービスを利用している第2号被保険者から生活保護の申請を受けたと言われました。当該月の請求で注意することはありますか？ A. 生活保護決定前の介護報酬請求で介護サービスを利用している第2号被保険者から生活保護の申請を受けたときは、生活福祉課から利用している居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者へ生活保護の申請を受けたことを知らせ、保護の決定（却下）の結果が出るまでは、その月の請求を保留するよう依頼しています。連絡が遅れる場合もありますので、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者の方も周知していただくようお願いいたします。

【介護扶助について】

項目	Q & A
被 保 険 者	Q30. 第3号被保険者とはどんな人ですか？ A. 「第3号被保険者」とは佐世保市生活福祉課が便宜上、呼称している被保険者以外も者です。被保険者や被保険者以外の者については、以下のようになっています。 ●第1号被保険者：市長村の区域内に住所を有する65歳以上の被保護者 ●第2号被保険者：40歳以上65歳未満で特定疾病該当者（16疾病）で医療保険加入者の被保護者（被保護者でも同居家族の扶養等で要件を満たしている場合があります） ●第3号被保険者：40歳以上65歳未満で特定疾病該当者（16疾病）で医療保険未加入者の被保護者（被保護者の多くが該当し、被保険者番号は頭文字がH番号となります）
介 護 券	Q31. 介護券の受給者番号は毎月同じものですが、介護券は毎月必ず確認する必要がありますか？ A. 誤った番号等を入力して、国保連から生活福祉課に届く情報でエラーが見つかることもありますので、必ず毎月確認していただく必要があります。 ※確認を行う際は下記の点を中心に確認し、誤りがあれば生活福祉課へ連絡をしてください。 ①公費受給者番号 ②サービス提供年月 ③サービス種類及びサービス事業所 ④本人支払額
保 存	Q32. 介護券等の被保護者に係る書類の保存期間はありますか？ A. 生活福祉課の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、5年間は保管するようお願いいたします。
個 室 利 用 ①	Q33. 被保護者は介護保険の個室利用ができますか？ A. 被保護者の個室利用にあたっては、介護保険施設入所と短期入所で取扱いが異なります。この場合、介護保険施設入所とは①介護老人福祉施設②介護老人保健施設③介護医療院④介護療養型医療施設⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）への入所をいいます。 ●<u>介護保険施設入所の場合は、一部例外を除き、個室利用は認めていません。</u> ●<u>短期入所の場合は、滞在費の負担限度額を被保護者が自己負担する場合には個室利用ができます。</u>しかし被保護者の生活実態から利用日数等によっては、負担が困難になる場合があるため、まずは多床室の利用を検討してください。 ※小規模の宿泊を利用する場合も同様です、どうしても個室利用しか方法がない場合は、生活福祉課へ相談してください。

【介護扶助について】

項目	Q & A
個室利用 ②	Q34. Q33の介護保険施設入所の個室利用について一部例外を教えてください？ A. 例外的な利用とは、個室入所中の者が保護開始となった場合、転所指導を行うこととなりますが、転所までの間は入所を認め、居住費については、負担限度額の範囲内で生活福祉課払いの介護扶助として給付します。 他にも「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」を利用するなどして、被保護者の負担が免除される場合は利用可能です。「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」については、長寿社会課の窓口で確認をお願いします。
居住系施設 ①	Q35. 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームやケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等へ入居する場合の家賃相当の入居利用料の基準はありますか？ A. 被保護者の入居利用料については、最低限度の生活を保障するという観点で、生活保護の住宅扶助の基準を上限としています。 ● 単身者の年齢別生活扶助額について （R4. 4. 1基準より） 18歳～64歳生活扶助71,460円＋家賃上限32,000円＝103,460円≧施設利用料 65歳～74歳生活扶助69,530円＋家賃上限32,000円＝101,530円≧施設利用料 75歳以上生活扶助 65,470円＋家賃上限32,000円＝97,470円≧施設利用料 ※被保護者によっては障害者加算等がついている場合もあります。入居を検討する場合は担当CWへ必ず連絡してください。 ※扶養義務者から被保護者の施設利用料の支払いは収入認定となります。入居検討時は75歳以上の年齢基準になっても施設利用料が支払えるのか必ず確認をお願いします。
居住系施設 ②	Q36. Q35の施設へ入居する場合、入居に係る利用料はどんな扶助がありますか？ A. 住宅扶助により、入居に係る利用料として①家賃②管理費（家賃相当の利用料をいう）③入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る）があります。
自己負担 ①	Q37. 被保護者本人に請求するものはどのようなものがありますか？ A. 被保護者本人に直接請求するものは次のものです。 ①本人支払額（介護券に本人支払額の記載がある場合） ②ショートステイの食費のうち、負担限度額分（300円×日数） ③ショートステイの滞在費のうち、負担限度額分（Q34参照、個室利用をした場合） ④通所系サービスの食費 ⑤小規模多機能型居宅介護の宿泊費及び食費

【介護扶助について】

項目	Q & A
自己負担 ②	Q38. 介護扶助で対象となっているもののうち、国保連に請求しないで、生活福祉課に直接請求するものはどのようなものですか？ A. 生活福祉課に直接請求するものは次のものです。該当する事業所には生活福祉課へ連絡してもらえば請求書を郵送します。 ①第3号被保険者のショートステイにおける特定入所者介護サービス費相当の食費・滞在費（負担限度額は本人負担） ②第3号被保険者が社会福祉法人による利用負担軽減制度を利用し、個室に入所した場合の特定入所者介護サービス費相当の居住費 ③生活福祉課が例外的に個室利用を認めた場合の居住費（被保険者の場合は居住費の負担限度額分）
限度額認定証	Q39. 第1. 2号被保険者が「介護保険負担限度額認定証」（以下、限度額認定証）を持っていないようですが、どのようにしたらよいですか？ A. 被保護者であることをもって自動的に減額認定がされることはありません。このため、被保護者本人（又は代理人）が長寿社会課に対して限度額認定証の申請を行う必要があります。その際、生活福祉課で「保護受給中であることを証明する印」を押しますので、代理人が申請する場合は委任状を持参し窓口へ来所してください。減額認定を受けた場合には、生活保護開始月の初日に遡り、「利用者負担第1段階」が適用されます。 ※第3号被保険者の場合、限度額認定証はありません。介護保険法の基準費用額以内の額で請求してください。
境界層	Q40. 境界層該当者になりました。生活保護受給者ではないのですか？ A. 生活保護の要否判定では、本人の収入（年金のほか、預貯金、手持ち金等）と最低生活費を比較して保護の要否を判定することになりますが、最低生活費の計算上、介護サービスに要する費用が保護を廃止した後も保護と同レベルの自己負担（最小で高額介護サービス費月額15,000円、食費日額300円、第1段階の介護保険料）を継続すると生活の維持ができる場合（つまり被保護者になるかどうかの境界）は生活福祉課が保護を廃止すると同時に境界層該当証明書を本人に交付します。この証明書を長寿社会課に提出することにより、介護サービスの自己負担の減額を受けることができます。

【介護扶助について】

項目	Q & A
過誤調整	Q41. 過誤調整の手順について教えてください。 A. 第1.2号被保険者の場合と第3号被保険者の場合とで過誤調整の手順が異なります。 ●第1.2号被保険者の場合 ①請求誤りを発見する。 ②長寿社会課に対し過誤調整依頼書で過誤申し立てを行うよう依頼する。 ●第3号被保険者（H302・・・）の場合 ①請求誤りを発見する。 ②生活福祉課に対し過誤調整依頼書（長寿社会課の様式）で過誤申し立てを行うよう依頼する。 ③事業所より受理した過誤調整依頼書（長寿社会課の様式）に基づき、介護給付費過誤申立書、過誤申立書情報を生活福祉課で作成して国保連へ郵送します（毎月20日締め切り）。
生活福祉課への連絡	Q42. 施設入所中の被保護者が亡くなりました。生活福祉課への連絡は状況が落ち着いてからでいいですか？ A. 被保護者が亡くなった場合、生活保護費の支給を止めなければなりません。連絡する日によっては手続きが難しくなる場合もありますので、被保護者が亡くなった場合等は直ちに担当ケースワーカーへご連絡下さい。また、葬祭等について連絡調整をしなければならない場合もあるため必ず連絡をお願いします。 ※他にも被保護者の状態や状況に変化がある場合は、何でも気兼ねなく担当ケースワーカーに連絡をお願いします。